

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
行 文 政 局
書 文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

| 目 次 | ページ |
|---|-----|
| 訓 令 | |
| ○北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令…………… (人事課) | 35 |
| 告 示 | |
| ○令和6年度(第53回)採石業務管理者試験の実施…………… (資源エネルギー課) | 35 |
| ○家畜伝染病検査の命令…………… (畜産振興課) | 36 |
| ○農地法第41条第3項に基づく所有者等を確認できない農地を利用する権利の設定に関する裁定…………… (農地調整課) | 37 |
| ○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更…………… (治山課) | 37 |
| 総合振興局告示及び振興局告示 | |
| ○特定調達契約に係る落札者等の公示…………… | 38 |

訓 令

北海道訓令第8号

本 庁
出 先 機 関

北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和6年8月13日

北海道知事 鈴木直道

北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令
北海道事務決裁規程(昭和41年北海道訓令第3号)の一部を次のように改正する。
別表第4の総合振興局等の本庁環境生活部の分掌事項第24項第1号中「第29条第1項」を「第25条第1項」に改める。

附 則

この訓令は、令和6年10月1日から施行する。

告 示

北海道告示第393号

採石法(昭和25年法律第291号)第32条の13第1項の規定により、令和6年度(第53回)採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

令和6年8月13日

北海道知事 鈴木直道

- 試験期日及び試験時間 令和6年10月11日(金)午前10時から正午までの120分とする。
- 試験地及び試験場所
(1) 試験地 札幌市、函館市、旭川市、室蘭市、釧路市、帯広市、岩見沢市、網走市、留萌市、稚内市、根室市、倶知安町、江差町及び浦河町
(2) 試験場所 受験票により受験者に通知する。
- 試験科目
(1) 岩石の採取に関する法令事項(環境保全関係法令事項を含む。)
(2) 岩石の採取に関する技術的な事項(岩石の採掘、発破、破碎選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ(脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉)の処理、廃土及び廃石のたい積並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項)
- 受験願書提出先 受験希望地に所在する総合振興局又は振興局の産業振興部商工労働観光課に提出すること。
- 受付期間及び受付時間 令和6年8月19日(月)から同年9月9日(月)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前8時45分から午後5時30分までとする。
なお、郵送等の場合は、令和6年9月9日(月)までの通信日付印のあるものに限り受け付ける。
- 提出書類
(1) 受験願書(採石法施行規則(昭和26年通商産業省令第6号)様式第9によること。)
(2) 写真(縦6センチメートル、横4センチメートル、受験願書提出前6か月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したものであること。)
- 受験手数料 受験手数料(8,100円)は、北海道収入証紙で納付するものとし、受験願書の所定欄にこれを貼り付けること。
- その他 受験に関して不明な点があるときは、最寄りの総合振興局若しくは振興局の産業振興部商工労働観光課、北海道後志総合振興局産業振興部小樽商工労働事務所又は経済部資源エネルギー局資源エネルギー課に照会すること。

北海道告示第394号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり当該家畜の所有者に対し、当該家畜について、家畜伝染病の予防のための検査を受けることを命ずる。

令和6年8月13日

北海道知事 鈴木直道

1 牛のヨーネ病（搾乳牛）

(1) 実施の目的

牛のヨーネ病の発生予防のため

(2) 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の 実 施 の 期 日

市 町 村 名 （当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日）

奈 井 江 町 令和6年9月2日から同年11月29日まで

浦 臼 町 令和6年9月2日から同年12月13日まで

真 狩 村 令和6年10月1日から同年12月27日まで

八 雲 町 令和6年9月2日から令和7年1月10日まで

美 瑛 町 令和6年9月2日から令和7年3月31日まで

天 塩 町 令和6年9月1日から令和7年1月31日まで

中 頓 別 町 令和6年10月1日から同年12月13日まで

音 更 町 令和6年11月5日から令和7年2月7日まで

士 幌 町 令和6年9月30日から令和7年1月17日まで

幕 別 町 令和6年12月23日から令和7年3月21日まで

本 別 町 令和6年10月15日から令和7年1月10日まで

足 寄 町 令和6年10月21日から令和7年1月31日まで

陸 別 町 令和6年9月9日から同年11月29日まで

浦 幌 町 令和6年10月7日から同年12月27日まで

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で搾乳の用に供する雌牛。ただし、生後24か月未満のもの及び家畜伝染病予防法に基づく牛のヨーネ病のまん延防止のための措置を講じている農場に飼養されているものを除く。

(4) 実施の方法

ア 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。

イ 検査は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条に定める方法による。

2 牛のヨーネ病（肉用繁殖牛）

(1) 実施の目的

牛のヨーネ病の発生予防のため

(2) 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の 実 施 の 期 日

市 町 村 名 （当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日）

奈 井 江 町 令和6年9月2日から同年11月29日まで

浦 臼 町 令和6年9月2日から同年12月13日まで

真 狩 村 令和6年10月1日から同年12月27日まで

積 丹 町 同

室 蘭 市 令和6年11月1日から令和7年3月31日まで

登 別 市 同

安 平 町 令和6年10月1日から令和7年3月31日まで

八 雲 町 令和6年9月2日から令和7年1月10日まで

美 瑛 町 令和6年9月2日から令和7年3月31日まで

天 塩 町 令和6年9月1日から令和7年1月31日まで

中 頓 別 町 令和6年10月1日から同年12月13日まで

音 更 町 令和6年11月5日から令和7年2月7日まで

士 幌 町 令和6年9月30日から令和7年1月17日まで

幕 別 町 令和6年12月23日から令和7年3月21日まで

本 別 町 令和6年10月15日から令和7年1月10日まで

足 寄 町 令和6年10月21日から令和7年1月31日まで

陸 別 町 令和6年9月9日から同年11月29日まで

浦 幌 町 令和6年10月7日から同年12月27日まで

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で繁殖の用に供する肉用雌牛。ただし、生後24か月未満のもの及び家畜伝染病予防法に基づく牛のヨーネ病のまん延防止対策を講じている農場に飼養されているものを除く。

(4) 実施の方法

ア 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。

イ 検査は、家畜伝染病予防法施行規則第9条に定める方法による。

3 牛のヨーネ病（種雄牛）

(1) 実施の目的

牛のヨーネ病の発生予防のため

(2) 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の 実 施 の 期 日

| | |
|---------|---------------------------|
| 市 町 村 名 | (当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日) |
| 帯 広 市 | 令和6年9月2日から令和7年3月31日まで |
| 音 更 町 | 同 |
| 士 幌 町 | 同 |
| 上 士 幌 町 | 同 |
| 鹿 追 町 | 同 |
| 新 得 町 | 同 |
| 清 水 町 | 同 |
| 芽 室 町 | 同 |
| 中 札 内 村 | 同 |
| 更 別 村 | 同 |
| 大 樹 町 | 同 |
| 広 尾 町 | 同 |
| 幕 別 町 | 同 |
| 池 田 町 | 同 |
| 豊 頃 町 | 同 |
| 本 別 町 | 同 |
| 足 寄 町 | 同 |
| 陸 別 町 | 同 |
| 浦 幌 町 | 同 |

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で種付けの用に供する雄牛。ただし、家畜伝染病予防法に基づく牛のヨーネ病のまん延防止のための措置を講じている農場に飼養されているものを除く。

(4) 実施の方法

ア 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。

イ 検査は、家畜伝染病予防法施行規則第9条に定める方法による。

北海道告示第395号

次の農地について、利用権を設定する裁定をしたので、農地法（昭和27年法律第229号）第41条第3項の規定に基づき公告する。

令和6年8月13日

北海道知事 鈴木直道

1 農地の所在等

| | | |
|--------------|-----|---------|
| 所 在 及 び 地 番 | 地 目 | 面 積 (㎡) |
| 芦別市芦別115-1の内 | 畑 | 30,000 |

2 農地を利用する権利の内容等

(1) 内容

利用権

(2) 始期

令和6年9月6日

(3) 存続期間

3年

(4) 借賃に相当する補償金の額

90,000円

3 農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構

(1) 名称

公益財団法人 北海道農業公社

(2) 代表者氏名

理事長 小田原 輝和

(3) 所在地

札幌市中央区北5条西6丁目1番地23

4 農地の所有者等の情報

登記名義人

大野 保夫

5 補償金の支払の方法

農地を利用する権利の始期までに札幌法務局滝川支局に供託する。

6 補償金の還付について

農地の所有者等は札幌法務局滝川支局において、補償金の還付を受けることができる。

北海道告示第396号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和6年8月13日

北海道知事 鈴木直道

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 広尾郡大樹町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 風害の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道十勝総合振興局産業振興部林務課及び大樹町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(2) 所在地 稚内市末広4丁目2番27号

総合振興局告示及び振興局告示

北海道宗谷総合振興局告示第12号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和6年8月13日

北海道宗谷総合振興局長 清水目 剛

1 落札に係る物品等の名称及び数量

(1) ロータリ除雪車 (1.3m/700t級) 2台 (交換契約によりロータリ除雪車2台 (80PS) を契約の相手方に供し、ロータリ除雪車2台を当該契約の相手方から調達する。)

(2) 除雪トラック (10t級6×6専用型) 1台

2 落札を決定した日

令和6年7月29日

3 落札者の氏名及び住所

(1)ア 氏名 株式会社NICHIGO

イ 住所 札幌市手稲区曙5条5丁目1番10号

(2)ア 氏名 UDトラックス北海道株式会社

イ 住所 札幌市厚別区厚別中央2条2丁目1番1号

4 落札金額

(1) 54,670,000円

(2) 63,305,000円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

令和6年6月14日付け北海道宗谷総合振興局告示第10号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名称 北海道宗谷総合振興局稚内建設管理部建設行政室建設行政課